

中国四国管区警察学校オープンカウンター実施要領

中国四国管区警察学校庶務部会計課

中国四国管区警察学校におけるオープンカウンター方式による契約手続等について、以下のとおり定める。

1 実施基準

十分な公表期間が確保でき、かつ業務に支障のない範囲で支出負担行為担当官が必要と認める少額な随意契約案件とする。

2 公表方法

中国四国管区警察学校ホームページによる。

3 参加資格

原則として次に定める条件を全て満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

4 見積書の提出先及び問い合わせ先等

- (1) 見積書の提出先及び問い合わせ先
〒734-0037 広島県広島市南区霞一丁目3番93号
中国四国管区警察学校庶務部会計課
代表電話番号 082-250-5521
- (2) 見積書は以下の事項を記載することとし、案件ごとに示す見積書記載要領を参照して作成すること。
 - ア 見積書作成年月日
 - イ 宛名
「中国四国管区警察学校」と記載すること。

- ウ 参加者の住所、氏名及び連絡先
法人の場合はその名称又は商号及び代表者の職氏名を記載すること。
 - エ 案件名称
公表した契約案件名を記載すること。
 - オ 数量
「一式」と記載すること。
 - カ 見積金額
消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。(免税事業者を除く。)
- (3) 見積書の提出は持参、郵送、配送又は電子メールとする。
- (4) 仕様書に「相当品可」と記載された案件において、相当品により見積もる場合は、事前の承認を必要とする。
- (5) 以下のいずれかに該当する見積書は無効とする。
- ア 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
 - イ 記載に不備があり意思表示が明確でない見積書
 - ウ 金額を訂正した見積書
 - エ 錯誤により提出されたと認められる見積書
 - オ 誤字及び脱字等により意思表示が明確でない見積書
 - カ 「鉛筆」や「消せるボールペン」等の容易に消すことができる筆記用具等で記載された見積書
- (6) 以下のいずれかの場合は提出された見積書は無効とする。
- ア 見積書が提出期限までに到達しなかった場合
 - イ 同一の者が同一の契約案件について複数の見積書を提出した場合
 - ウ 不当な価格のつり上げ又はつり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる場合又はその疑いがある場合

5 契約相手方の決定

- (1) 契約案件ごとに定める期限までに有効な見積書を提出した者のうち、次の区分毎に契約相手方を決定する。
- ア 売り払い契約
当校が定めた予定価格以上で最高価格を提示した者を契約相手方とする。
 - イ 前号以外の契約
当校が定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約相手方とする。
- (2) 上記において同価の見積が2者以上ある場合には、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、くじ引きにより決定する。
- (3) 参加者不在の場合又は契約相手方が決定しない場合は、再度オープンカウンターを行うか又は別途選定した者へ見積りを依頼して随意契約を行う。

6 内訳書の提出

契約相手方として決定した者は、当校から決定の連絡を受けた後、速やかに見積額

の内訳書を提出すること。

- 7 見積合わせ結果の連絡
契約相手方として決定した者にのみ連絡する。